

下北風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが、青森県むつ市、下北郡東通村、上北郡六ヶ所村及び横浜町において、最大で総出力140,800kW(定格出力3,200kW級の風力発電設備44基)の風力発電所を新設する事業である。本事業は、現時点では、系統連系への接続は確保されていないが、恵まれた風況を活用するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の観点からも望ましいものである。

一方、本事業の工事計画は、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設・拡幅により非常に多くの改変が行われ、とりわけ切土を主体とした計画となっているため、地形の改変及びそれに伴う多量の発生土による水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への影響が懸念される。また、対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカやハイタカ等の希少猛禽類等の生息及び繁殖が確認されているほか、渡り鳥の飛翔が確認されており、これら重要な鳥類への影響が懸念される。さらに、本事業の対象事業実施区域には、他事業者による風力発電事業の環境影響評価手続が進められている区域が含まれていることに加え、これら事業が隣接して実施されることで、騒音、動物及び景観等について累積的な影響が懸念されるが、準備書において、累積的な影響が考慮されておらず、予測及び評価がなされていない。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その結果を評価書に記載すること。

1. 総論

(1) 累積的な影響について

本事業の対象事業実施区域には、他事業者による風力発電事業の環境影響評価手続が進められている区域が含まれていることに加え、これらの事業が隣接して実施されることで、騒音、動物及び景観等について累積的な影響が懸念されるが、準備書において、累積的な影響が考慮されておらず、予測及び評価がなされていない。また、本事業の計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見において、「本事業との累積的な影響が想定されるものについては、明らかになっている情報を踏まえ本事業との累積的な影響について予測及び評価をすること。」と述べているにも関わらず、十分な対応がとられていない。

このため、早急な対応が不可欠であることを踏まえ、評価書までに、事業者間で協議・調整し、実現可能な事業の内容を検討するとともに、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮して予測及び評価を再度実施すること。その結果、重大な影響を回避又は低減できないことが明らかになった場合には、配置計画等の事業計画を見直すこと。さらに、累積的な影響の予測及び評価の結果並びにそれを踏まえた事業計画の検討の経緯及び結果について、評価書に記載すること。

(2) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設・拡幅により非常に多くの改変が行われ、現状計画では土工数量が著しく多いものとなっているとともに、切土が主体の計画であるために多くの残土が発生し、その処理のために、資材置き場、変電所用地、土捨場等として高大な盛土を作成し、これに伴って更に多くの森林を伐採するものとなっている。

このようなことから、水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への影響が懸念される一方で、施設・道路に関する土工計画の見直しにより、環境影響を低減させることが可

能と考えられる。

このため、以下の事項を念頭に、風力発電設備の設置位置、建設手法、道路計画等を見直すとともに、改変区域等の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

既存道路をできる限り活用すること。

発電設備の設置高や道路線形の見直しにより、切土量、盛土量の最小化を図ること。

切土量、盛土量のバランスをとることにより、残土の発生を最小限に抑えること。

やむを得ず残土が生じる場合には、まずは、既存の残土処理施設で適切に処理することを検討し、新たに土捨場等を設けて残土を処理する場合には、専門家の指導・助言に基づき盛土の安定性を確保できる場所、工法を選択すること。

希少な動植物の生息地・生育地や自然度の高い植生の改変を極力回避すること。

(3) 上記の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視を適切に実施すること。

また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。なお、対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による風力発電事業が環境影響評価手続中であることから、騒音等及び動物等の事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他事業者と情報を共有し、必要に応じて合同で調査すること等により、累積的な影響を把握すること。

追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺には、クマタカやハイタカ等の希少猛禽類の生息・繁殖が確認されているほか、ガン・カモ類及びハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が確認されている。このため、これらの重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、ブレード塗装やシール貼付等の効果が認められた鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。

また、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、供用後の飛翔経路の変化及びバードストライクの有無に係る事後調査を実施するとともに、バードストライクが確認される等、希少猛禽類及び渡り鳥等の重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。